

## 第 2 号議案

### 専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

強風により発生した車両の損傷に関する和解の専決処分について

強風により発生した車両の損傷に関する和解については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月14日

府中市長 高野律雄

## 強風により発生した車両の損傷に関する和解について

府中市は、令和7年11月10日に片町文化センターで発生した強風による車両の損傷について、次のとおり和解をするものとする。

### 1 和解の相手方

東京都渋谷区在住者

### 2 和解の内容

- (1) 府中市及び府中市の委託を受けて地域まつりを開催した片町文化センター  
圏域地域コミュニティ協議会（以下「受託者」といいます。）は、本件につき  
10割の過失責任を負う。
- (2) 相手方の損害は、車両の修理等に要した費用である金2,632,928  
円で、(1)の過失責任により、府中市及び受託者は、相手方に対し、本件に係  
る和解金として、金2,632,928円を支払う義務があることを認める。
- (3) 和解金は、相手方の指定する預金口座に振り込む方法で支払う。
- (4) 府中市、受託者及び相手方の間には、本件事故に関し、本和解に定めるほ  
か、何らの債権債務がないことを相互に確認する。